

令和8年2月25日

作業船所有企業 各位

国土交通省港湾局技術企画課

「建設工事等従事者の運送に係る海上運送法の扱いについて（周知）」にかかる
質問及び回答について

平素より港湾行政に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

建設工事等の従事者の運送に係る海上運送法の取扱いにつきまして、令和7年4月24日付けで周知の上これに対する質問を受け付けたところ数多くの質問をいただいたところです。いただいた質問につきましては、海事局内航課と調整の上回答を送付させていただきます。（別添1）

併せて元請、下請、被傭船者間における契約書に記載いただく文言につきまして別添2のとおり送付させていただきます。こちらの文言を各当事者間で交わされる契約書等にご記入いただくようお願い致します。

なお、本件取扱いにあたり海上保安庁とも調整をしておりますが、同庁により下記のとおり申入れがありましたので遺漏無きようご対応をお願い致します。

- ・ 建設工事等の従事者の運送にあたり乗船する者については、乗船に際して自分の身分を証明する身分証を携帯すること。
- ・ 請負工事にかかる契約書を建設工事等の従事者を運送する船舶に備えつけておくこと。
- ・ 建設工事等の従事者の範囲を明確にするため、建設工事等の従事者を運送する船舶に下記文書を備えつけておくこと。
 - ① 建設工事にかかる従事者については「施工体系図」及び「作業員名簿」（別添3-1、別添3-2）
 - ② 施工体系図に含まれない者については「施工体系図に含まれない乗船者名簿」（別添4）、

上記取扱いにつきまして、不明な点がございましたら下記までお問い合わせをお願い致します。 以上、よろしくお願い致します。

国土交通省港湾局技術企画課
品質確保企画官 磯谷
TEL 03-5253-8905（直通）
Mail isotani-t83ab@mlit.go.jp

(参考)

ご質問いただいた内容のうち主なものにつきまして、下記のとおりとりまとめを行いましたのでご参考にしていただくようお願い致します。

<乗船する者の範囲の明示方法>

① 建設工事等を完成するため請負工事契約が締結されている場合の乗船者

・発注者

→乗船の際に「施工体系図に含まれない乗船者名簿」(別添4)に記載

・元請、一次下請、二次下請の建設工事にかかる従事者

→「施工体系図」(別添3-1)及び「作業員名簿」(別添3-2)にて確認

② 建設工事等を完成するために必要であるが請負工事契約が締結されていない場合の乗船者

・乗船者が請負契約を履行するために必要な範囲内で乗船しなければならない者に該当する者

(例：安全パトロールの参加者、作業船を修理するメーカーの職員、
発注者から委託を受けた監督支援業務の担当者、
水中部確認検査を行う潜水士 等)

→乗船の際に「施工体系図に含まれない乗船者名簿」(別添4)に記載

<海上運送法の適用の有無を個別に判断を要するもの>

①現場見学会等で船舶に乗船する一般客

②雇用関係のない職業体験や企業のインターシップで来ている者で船舶に乗船する者等

→海上運送法の適用の有無については、地方運輸局にご相談をお願い致します。

海上運送法にかかる質問事項について

別添1

ケース番号	グループ	質問	回答	
1	ケース①	契約形態	二次下請が作業船を持っていて作業員を輸送する場合の取扱いはどうなるのか。	使用する船舶の運航指示権を有する者が建設工事等を履行するための請負契約を締結している場合において、当該請負契約を履行するために必要な範囲内で乗船しなければならない者の範囲が当該請負契約において明示されている場合、当該請負契約を履行するために必要な運送は「自己の用に供する運送」として海上運送法の適用を要しない。ただし、当該乗船しなければならない者が作業員名簿に記載されている者に含まれていない場合においては、別途送付する様式に当該者を記入の上、施工体系図及び作業員名簿と併せて乗船する船舶に備えつけていただきたい。
2	ケース①②③	安全パトロール 現場見学	安全パトロールや現場見学会で人を乗せる場合にはどうなるのか。	・現場見学会等で一般の方を乗せる場合については、建設工事等従事者に該当せず、工事を履行するために必要な運送であるといえないため、今般の取扱に該当せず。海上運送法の適用の有無は個別の事案を踏まえて判断する必要があるため、地方運輸局等に御相談いただきたい。 ・安全パトロールについては、NO3と同じ。
3	ケース①②③	契約形態	船を修理するメーカーの人を乗せる場合はどうなるのか。	当該者が、使用する船舶の運航指示権を有する者が締結した請負契約を履行するために必要な範囲内で乗船しなければならない者に該当し、かつ、当該請負契約において当該乗船しなければならない者の範囲が明示されている場合は、当該者の運送は海上運送法の適用を要しない。ただし、当該乗船しなければならない者が作業員名簿に記載されている者に含まれていない場合においては、別途送付する様式に当該者を記入の上、施工体系図及び作業員名簿と併せて乗船する船舶に備えつけていただきたい。
4	ケース②	その他	一次下請が第三者の船を備船契約した場合はどうなるのか。	NO1と同じ。
5	ケース①②③	その他	船の定員には旅客の他にその他乗船員の枠があるが、その枠に工事作業員を乗せることは可能か。	当該工事作業員が船員に準ずる者に該当するのであれば「その他の乗船者」として乗船することは可能。個別の事案については、当該船舶の船舶検査機関へご確認ください。
6	ケース①②③	その他	事務連絡に記載されている国海旅第40号の文書は何が書かれているか。	海上運送法における「自己の用に供する運送」に該当する内容について記載されています。
7	ケース①②③	契約形態	作業船の所有が2次又は3次下請けの場合でも操船をその会社がし、元請け又は発注者を乗せて検定などを受けてもいいのか？	NO1と同じ。
8	ケース①②③	その他	建設工事等従事者を輸送する船舶の船長については、特定操縦免許を有さなくてもいいのか。	建設工事等従事者について、本事務連絡により「自己の用に供する運送」として海上運送法の適用を要しない運送に使用する船舶の船長については、特定操縦免許を要しない。 他方、海上運送法における人の運送をする船舶運航事業を実施する場合は特定操縦免許を要する。
9	ケース①②③	発注者	検査や立会のため、下請業者が発注者を乗せて現場まで往復する場合はどうなるのでしょうか。	NO3と同じ。 (発注者の監督職員等については、建設工事等の請負契約を履行するために必要な範囲に含まれる者であると考えられる。)
10	ケース①②③	その他	現場作業のため、1次下請業者が、2次下請業者や、元請け業者を乗せて現場まで往復する場合はどうなるのでしょうか。	NO1と同じ。
11	ケース①②③	その他	メール本文に「請負契約書等に追記内容は、海事局と調整中」とありますが、業者側の要望としましては、発注側からは協力会社への見積り依頼書等に「工事の用に供する運送を含む」等、業務分担を明確に伝え、受注側は見積書の条件書に「工事の用に供する運送を含む」等の文章があれば、前提条件をクリアしたものと解釈していただきたい。	請負契約書に記載いただきたい文言については別添2をご参照ください。
12	ケース①②③	契約形態	通常事前に請負契約を交わさない作業船を修理するための要員を作業船に渡す場合はどうなるのか。	NO3と同じ。
13	ケース①②③	その他	元請が所有する5t未満の船舶で一次下請け船長が操船し作業員を乗せる場合はどうなるのか。	NO1と同じ。
14	ケース①②③	その他	上記の逆で一次下請け所有の船舶を元請側が操船する場合はどうなるのか。	NO1と同じ。

ケース番号	グループ	質問	回答	
15	ケース③	その他	現場で雑作業等で使用する、5t未満船舶（主に船外機船など）は、測量、作業、雑務等使用用途が広く、操船者が限定されない（裸備船・リース）で使用されている現場も多いと思います。定期備船ではなく裸備船の扱いはどうなるのでしょうか？	N01と同じ。 (裸備船の場合であっても、使用する船舶の運航指示権を有する者が建設工事等を行うための請負契約を締結しており、当該請負契約を履行するために必要な範囲内で乗船しなければならない者の範囲が当該請負契約において明示されている場合において同様となる。)
16	ケース①②③	発注者	発注者の監督員等を海上工事の現場確認で乗船させる場合の「請負契約に明示されている」監督職員は契約書と別に交付される監督職員通知で足りると判断してよいでしょうか	N03と同じ。 (発注者の監督職員等については、建設工事等の請負契約を履行するために必要な範囲に含まれる者であると考えられる。)
17	ケース①②③	発注者	公共工事の検査では発注者と別に「検査担当部局」職員による検査担当職員が乗船して海上工事の現場に向かうことがあります。その際は「請負契約に明示」されているのは契約書とは別の発注者側の「規程」に基づくものと判断されますが海上運送法の適用を要しないと判断してよいでしょうか	N03と同じ。 (発注者の監督職員等については、建設工事等の請負契約を履行するために必要な範囲に含まれる者であると考えられる。)
18	ケース①②③	発注者	上記の工事完成検査等に発注部局の担当者の補助者が同行される場合があります。先に通知があった監督職員以外が代理として乗船する場合は海上運送法の適用を受けるものと判断するべきでしょうか。	N03と同じ。 (発注者の監督職員等については、建設工事等の請負契約を履行するために必要な範囲に含まれる者であると考えられる。)
19	ケース①②③	発注者	現場確認(段階・立会)で発注者から委託を受けた監督支援業務担当者に乗せる場合はどうなるのか。	N03と同じ。 (発注者から委託を受けた監督支援業務担当者については、建設工事等の請負契約を履行するために必要な範囲に含まれる者であると考えられる。)
20	ケース②③	その他	定期備船契約の締結とありますが取交す具体的な定期備船契約書のひな形がございますか教えてください。又、ひな形のない場合は定期備船契約書に記載が必要な項目をお教え願います。	定期備船契約の契約書のひな形につきましては、(一社)日本海運集会所のHPに掲載されておりますのでご確認いただきたい。
21	ケース①②③	施工体系台帳に含まれない関係者	整備局発注工事を受注し施工する場合、水中部作業があると水中部確認検査がございますか教えてください。又、ひな形のない場合は定期備船契約書に記載された民間の潜水士により実施されます。この場合検査を実施する潜水士は発注者と考えるのでしょうか教えてください。	N03と同じ。 (発注者から委託を受けた水中部確認検査を行う者については、建設工事等の請負契約を履行するために必要な範囲に含まれる者であると考えられる。)
22	ケース①②③	安全パトロール	発注者・協議会等の主催で合同安全パトロールを実施した場合、複数の業者が乗船します、このような場合どうなりますか教えてください。	N03と同じ。
23	ケース①②③	発注者	整備局発注工事を受注し施工する場合、発注者から発注者監督等を補助する担当技術者の配置があります。担当技術者は民間企業に所属し、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限がなく監督職員に変わり立会等の臨場をおこないます。この場合担当技術者は発注者と考えるのでしょうか教えてください。	N03と同じ。 (発注者から委託を受けた監督支援業務担当者については、建設工事等の請負契約を履行するために必要な範囲に含まれる者であると考えられる。)
24	ケース①②③	その他	工事現場における交通船に使用される小型船舶についての不定期航路申請についての扱いはどうなるのか。	N01の回答に該当する場合は、海上運送法の適用は要さないため、不定期航路の申請は不要となる。N01の回答に当てはまらない場合については、今般の取扱に該当せず、海上運送法の適用の有無は個別の事案を踏まえて判断する必要があるため、地方運輸局等に御相談いただきたい。
25	ケース①②③	その他	元請Aが船舶を所有・運用する場合、「自己の用に供する運送」として発注者及び一次下請A.B以下の下請業者は海上運送法の適用を要しないという認識でよいのか。	N01と同じ。
26	ケース①②③	その他	施工体系に拘わる全ての業者との契約書の内容に運送行為に関する文言が記入されていれば運送法摘要外という認識で大丈夫ですか。	事務連絡及びN01の回答をご参照いただきたい。 なお、「運送行為に関する文言」については、運航指示権を有する者が締結する請負契約書上に別添2の文言を参考に記載いただきたい。
27	ケース①②③	契約形態	作業船舶の修理等緊急を要し依頼した修理作業員等は契約が発生していない状態になりますがその場合でも運送法は適用されるのですか。	N03と同じ。
28	ケース①②③	契約形態	海上作業中にトラブルが発生し関係者を現場まで輸送しなければならなくなりました。その場合でも運送法適用ですか。	N03と同じ。
29	ケース①②③	その他	実際問題として全てが適用となると場合によっては契約書が後付の発行となりますが問題はないのでしょうか。	契約書の発行のタイミングについてはお答えしかねる。

ケース番号	グループ	質問	回答	
30	ケース②	その他	工事請負契約とは別に、元請と船舶および船員を有する2次下請が備船契約を締結することで、元請が運行指示権を有することは可能か。	元請と2次下請が定期備船契約を締結し、運航指示権を元請が有する場合には、ケース②と同様のケースとなります。
31	ケース②	その他	船舶および船員を有する2次下請と1次下請が定期備船契約を締結し、その後元請と1次下請が定期備船契約を締結することで、元請が運行指示権を有することは可能か。 (多重の備船契約は可能か)	多重の備船契約の可否については、お答えしかねる。
32	ケース③	契約形態	1次下請が第三者の船を備船契約した場合、[1次下請B]および[2次下請C][2次下請D]は海上輸送法の適用を要することとなるのか。	一次下請Aが使用する船舶の運航指示権を有する場合は、「[1次下請B]および[2次下請C][2次下請D]」に係る運送は、海上輸送法の適用を要する。一次下請Bが使用する船舶の運航指示権を有する場合は、NO1と同じ。
33	ケース①②③	施工体制台帳	発注者と元請A間の請負契約では『必要な範囲で乗船しなければならない発注者・元請・1次下請・2次下請(乗船者)の範囲が明示されていない場合』、つまり必要事項が記載されていない場合において、元請A・1次下請A・2次下請Aおよび2次下請B間の請負契約は必要事項が記載されていれば、発注者を除く請負契約を締結している業者の当該乗船者の運送は海上輸送法の適用を要しないものと考えて良いか。	NO1と同じ。
34	ケース①②③	施工体制台帳	下請契約、定期用船契約において、「乗船しなければならない範囲」は、施工体系図で判断すると理解してよいか	乗船しなければならない範囲については、請負契約、施工体系図、作業員名簿及び関係する書類にて明示されることになる。
35	ケース①②③	発注者	発注者から、監督補助業務等を受託した専門業者を乗船することは可能なのか？ また、当該監督補助業者から、一部の測量、水質検査等を受託した業者は乗船することは可能か？	NO3と同じ。
36	ケース①②③	契約形態	「乗船しなければならない範囲」の会社（元請、下請等含む）から、現場測量・水質検査、機器メンテナンス等の業務を受託した専門業者は乗船することは可能なのか	NO3と同じ。
37	ケース①②③	その他	使用する船舶が、時期に応じて使用する船舶が異なる場合や、故障等で急な船舶変更の場合は、どのようにすればよいのか？	使用船舶が異なる場合についても、NO1の回答と同じ考え方となる。
38	ケース②③	その他	一連のプロジェクトで、すべての工事の元請け会社が連名で、プロジェクト全体の作業員等の輸送に関する定期用船契約を結ぶことは可能なのか	契約の可否についてはお答えしかねる。
39	ケース①②③	その他	本周知内容の適用日はいつなのでしょう。	事務連絡は従前の取扱を明記したものである。
40	ケース①②③	安全パトロール 現場見学	安全パトロール(自工事に関係しない他業者等)や現場見学会で人を乗せる場合にはどうなりますでしょうか。	NO2と同じ。
41	ケース①②③	契約形態	船を修理するメーカーの人を乗せる場合はどうなりますでしょうか。	NO3と同じ。
42	ケース①②③	その他	海上輸送法の適用外となることから「特定操縦免許」「平水区域外における安全設備等の義務化」において制限を受けないものとして認識してよろしいでしょうか。	海上輸送法の適用を要しない場合については、ご認識のとおり。
43	ケース①②③	施工体系台帳に含まれない関係者	業務による関係官庁の職員を輸送する場合の取扱いはどうなるのか。	NO3と同じ。

ケース番号	グループ	質問	回答	
44	ケース①②③	契約形態	契約体系内の業者が工事に必要として契約した検査員等の場合はどうなるのか。	N03と同じ。
45	事務連絡	その他	事務連絡で示されている海上運送法の適用を受けない条件は ①「航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示することが出来る者を発注者又は元請負人とする請負契約」及び ②「請負契約を履行するために乗船しなければならない範囲が、当該請負契約において明示されている」 の2項目でよいか。 また、①の「船舶への指示が出来る者の指定・明示」は、請負契約の中で示されていれば良いか。	前段について、事務連絡及びN01の回答をご参照いただきたい。 後段について、別添2の文言を参考に記載いただきたい。
46	事務連絡 ケース②③	その他	ケースに記載されている定期備船契約について、事務連絡に記載が無いが、どのように解釈すれば良いか。	ケース②③に示す定期備船契約は、商法第704条に規定される定期備船契約を示しており、運航の指示権が備船者に所属する契約となる。
47	ケース①	その他	ケース①に記載されている「自己の用に供する運送」の「自己」とは、船舶を所有する一次下請Aであり、「船舶の利用に関する指示」は一次下請Aが行うこととなる。また、一次下請A及び一次下請Bが、発注者から見た場合に同じ工事を行っているとしても、一次下請Aが所有する船舶に一次下請Bを乗船させることが出来ないのは、発注者又は元請負人に船舶の運航の直接的な指示権がないことが理由となるのか。	ご認識のとおり。
48	ケース①	その他	発注者又は元請負人に船舶の運航の直接的な指示権を設定する旨を元請と一時下請の間の請負契約とする場合は、定期備船契約の場合と同様に、元請の「自己の用に供する運送」として考え、一次下請Bも乗船が可能となると考えられるが、それで良いか。	「発注者又は元請負人に船舶の運航の直接的な指示権を設定する旨を」含む請負契約の締結可否についてはお答えし兼ねる。
49	ケース②	その他	定期備船契約を行えば、商法又は定期備船契約により運航指示権等が設定されることから、運航指示権の設定や乗船する者の明示を、定期備船契約の内容に加えて請負契約の中において重ねて行う必要はないと考えて良いか。	N034と同じ。
50	ケース③	その他	定期備船契約を行う第三者は建設工事等の請負契約とは関係がないこともあり、定期備船契約の中においても、乗船者の範囲を明示する必要はないと考えて良いか。 また、元請負人が所有する船舶を使用する場合は、船舶の運航に関して「契約」は発生しないことから「契約」における乗船者の明示は出来ないこととなるが、同様に問題ないと考えて良いか。	前段のお尋ねについては、定期備船契約の中において乗船者の範囲を明示する必要はないが、請負契約、施工体系図、作業員名簿及び関係する書類にて明示していただくことになる。 後段のお尋ねについては、船舶に関して契約が成否するかは本事務連絡の取扱いに関係せず、N01と同様の取扱が必要となる。
51	ケース①	その他	一次下請Aと一次下請Bが同じ沖防波堤上での建設工事等に携わる場合に、一次下請Aがコンクリート打設を、一次下請Bがコンクリート打設のための型枠施工を担当しており、通常はそれぞれが所有する船舶で防波堤まで移動することとしているが、型枠の施工が終了しコンクリート打設を実施する際に、型枠の不具合によるコンクリート打設の不具合が生じる可能性を念頭に、型枠に関わる一次下請Bの担当者を現場に臨場させることがあるが、型枠の施工そのものは終了していることから、コンクリート打設を行う一次下請Aの船舶に一次下請Bの担当者を同乗させるような場合であり、この場合、海上運送	A及びBはそれぞれ別系統の請負契約を約していることから、運航指示権を有する運航主体であるAにとってBは、「請負契約を履行するために必要な範囲内で乗船しなければならない者」に該当しないものと考えられます。
52	ケース①②③	発注者	元請負人から契約の関係性を見ると、発注者の代わりに現場に来ることとなる安全管理者は、発注者から契約を受けているという関係から、別の元請負人と同等な地位を占めていると感じられるが、安全管理者を発注者と一体の者とみて、乗船させることで問題は無いのか。	N03と同じ。 (発注者から委託を受けた監督支援業務担当者については、建設工事等の請負契約を履行するために必要な範囲に含まれる者であると考えられる。)
53	ケース①②③	安全パトロール	全国団体や元請負人毎又は地域毎に構成している安全協力会等による安全パトロールのメンバーは、直接的には当該建設工事等を関係はないが、建設工事等の安全性を包括的に向上させるほか、当該建設工事等についても客観的な視点で安全性の点検を行うことができることから、当該建設工事等の元請負人が所有し又は定期備船契約を行った船舶に乗船させることは、当該元請負人の「自己の用に供するもの」と考え、海上運送法の適用は要しないものとして良いか。	N03と同じ。
54	ケース①②③	安全パトロール 現場見学	建設工事等と関係の無い一般の方々の方々の建設工事等の見学のために、建設工事等の元請が所有し又は定期備船契約を行った船舶に乗船させることは、建設業界に対する理解を深め元請等の会社への入社希望者を確保するなど、当該会社の直接的な必要性から実施するものであり、まさに「自己の用に供するもの」であることから、海上運送法の適用を要しないものとして良いか。	現場見学会等で一般の方を乗せる場合については、建設工事等従事者に該当せず、工事を履行するために必要な運送であるといえないため、今般の取扱に該当せず。海上運送法の適用の有無は個別の事案を踏まえて判断する必要があるため、地方運輸局等に御相談いただきたい。
55	事務連絡	その他	例えば、「遊漁船業の適正化に関する法律」では「「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場に案内(し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業)」となっており、水産動植物を採捕の目的で人を輸送(案内)することを業の内容としているが海上運送法の適用はない。建設業法に基づき建設工事等のために、又は工事作業を行う一連の行為の中で、人を輸送する行為も、これと同様であると考えられるのではない。 なお、建設工事等の中で使用する船舶及びその乗船者に対する、業としての安全確保は、建設業法に基づく管理体制の中で実施されており、国からの安全指導も受けている。	「遊漁船業の適正化に関する法律」と異なり、「建設業法」では輸送についての規定が存在していないため、建設工事等に付随する運送であっても、他人の需要に応じて人又は物の運送を行う場合は、海上運送法の適用を要する。なお、本事務連絡で規定しているように、「自己の用に供する運送」に該当する場合には、海上運送法の適用は要さない。
56	ケース①	その他	発注者・元請・1次下請・2次下請間で請負契約がそれぞれ約されている場合、発注者が支給した作業船に元請職員および1次・2次下請の作業員が乗船することは可能か。	N03と同じ。
57	ケース①	施工体制台帳	建設工事等を実施するため一次下請Aの船舶を用いて必要な範囲内で乗船しなければならない発注者・元請・1次下請・2次下請(乗船者)の範囲が明示されている場合、当該乗船者の運送は「自己の用に供する運送」として、海上運送法の適用を要しない。」と記載されているが、乗船者の範囲を明示する具体的な記載例を提示していただきたい。また、一次下請Aと直接契約関係のない発注者の乗船者の範囲は、どのように明示すれば良いか。	N034と同じ。

ケース番号	グループ	質問	回答	
58	全般	施工体制台帳	説明会当日の説明にもありましたが、請負契約書への明示について、備船契約書へ施工体制台帳等を添付するイメージでいいのか、確認願いたい	NO34と同じ。
59	ケース②	契約形態	船舶を2次下請が所有しており、1次下請と2次下請の間で定期備船契約を結んだ場合、どうなるのか（元請、発注者、その他の下請グループも乗船できるのか）	NO1と同じ。 （ご提示の例の場合、1次下請が運航指示権を有する者となると考えられる。）
60	ケース①②③	安全パトロール	複数の工事が同時に行われている事業で、安全協議会パトロールを行う際に、複数の元請けの職員が、1工事の交通船に相乗りして、現場パトロールを行うことは可能か？（2の内容の変形）	NO1と同じ。
61	ケース①②③	契約形態	元請けとは請負関係の無い、水中検査を行う潜水士（検査潜り）を乗せて、検査場所まで運搬することは可能か？	NO3と同じ。
62	ケース①②③	現場見学	雇用関係の無い職業体験や訓練を行う人（例えばインターンシップにきている学生）を運搬することは可能か？	雇用関係の無い職業体験や訓練を行う人（例えばインターンシップにきている学生）については建設工事等従事者に該当せず、工事を履行するために必要な運送であるといえないため、今般の取扱に該当せず、海上運送法の適用の有無は個別の事案を踏まえて判断する必要があるため、地方運輸局等に御相談いただきたい。
63	ケース①②③	契約形態	工事上の問題点などを説明為などで工事現場を視察する学識経験者（大学の教授など）を運ぶことは可能か？	NO3と同じ。
64	ケース①②③	施工体系台帳に含まれない関係者	工事施工中に元請けA社の所有する作業船の機械装置の見積する目的でメーカーの担当者を作業船まで運ぶことは可能か？	NO3と同じ。
65	ケース①②③	その他	工事で使用する作業船が共同所有の場合、元請けとの備船契約があれば所有者を作業船まで運ぶことは可能か？	NO3と同じ。
66	ケース②③	その他	運航指示権者は必ず乗船しているのが原則であり、指示権者が乗船していない場合は他の者が乗船してはいけないという事なのか？	運航指示権を有する者が乗船する必要はない。

	ケース番号	グループ	質問	回答
67	ケース②③	その他	運航指示権の明記とは 何に、どこに、どのように明記されるものなのでしょうか？	定期備船契約書の中で運航指示権が備船者にあることを明記いただきたい。定期備船契約の契約書のひな形につきましては、(一社)日本海運集会所のHPに掲載されているのでご確認ください。
68	ケース①②③	その他	元請A・Bと第三者Xとそれぞれ同じ通船を契約した場合は元請A・Bの工事範囲で航行して構わないのか？それとも各々別々の船舶と契約しなければならないのか？	元請A・Bがそれぞれ運航指示権を有している間において、元請A・Bの工事の範囲でそれぞれの工事作業員が乗船しても問題ない。
69	ケース①②③	施工体系台帳に含まれない関係者	元請職員、発注者が、材料納入契約しているガット船の伝馬船に乗船する場合はどうなるのか。	NO3と同じ。
70	ケース①、②	その他	当該運送は「自己の用に供する運送」として、海上運送法の適用を要しない。と記載しておりますが、人の運送をする内航不定期航路事業では、安全総括管理者及び運行管理者が必要です。この周知文書の場合各管理者は必要、不必要どの様になりますか。(弊社の場合旅客定員10人)	海上運送法の適用を要しない場合については、同法に基づく安全統括管理者及び運航管理者の選任は要しない。

＜元請と下請の請負工事契約書に記載する場合＞

(ケース①)

(工事作業員等の輸送)

[元請 A]が[下請 A]の有する船舶を用いて、本契約を履行するために必要な範囲内で乗船しなければならない者の範囲は、別紙のとおりとする。

＜元請と下請の請負工事契約書に記載する場合(元請が一次下請の船舶を定期傭船する場合)＞

(ケース②)

(工事作業員等の輸送)

[元請 A]と[下請 A]との間で定期傭船契約が約されており、[元請 A]が運航指示権を有した状態で[下請 A]の有する船舶を用いて、本契約を履行するために必要な範囲内で乗船しなければならない者の範囲は、別紙のとおりとする。

＜元請と下請の請負工事契約書に記載する場合(元請が
第三者の船舶を定期傭船する場合)＞

(ケース③)

(工事作業員等の輸送)

[元請 A]と[被用船者 X]との間で定期傭船契約が約されてお
り、[元請 A]が運航指示権を有した状態で[被用船者 X]の有する船舶を用いて、本契約を履行するために必要な範囲内で乗船しなければならない者の範囲は、別紙のとおりとする。

※条項上の別紙については、施工体系図及施工体系図に含まれない乗船者名簿を指す。

施工体系図(作成例)

発注者名	
工事名称	

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日～年月日

作 業 員 名 簿

(年 月 日作成)

別添3-2

事業所の名称
・現場ID _____
所長名 _____

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名 _____
・事業者ID _____

元請 確認欄	
提出日	年 月 日
(次)会社名	_____
・事業者ID	_____

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日
	氏名			年齢	年金保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日
	技能者ID			雇用保険						
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- Ⓔ …現場代理人 ④ …作業主任者 (注) 2.) ♀ …女性作業員 Ⓔ …18歳未満の作業員
- Ⓕ …主任技術者 ⑤ …職 長 Ⓕ …安全衛生責任者(能) …能力向上教育(再) …危険有害業務・再発防止教育
- Ⓖ …外国人技能実習生 ① …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

施工体系図に含まれない乗船者名簿

番号	ふりがな	所属会社	乗船日
	氏名		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

令和7年4月24日

作業船所有企業 各位

国土交通省港湾局技術企画課

建設工事等従事者の運送に係る海上運送法の扱いについて（周知）

平素より港湾行政に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

建設工事等の従事者の運送に係る海上運送法の取扱いにつきまして、別添のとおり令和7年3月28日付けで海事局内航課長から各地方運輸局海事振興部長等あて送付されておりますので、ご参考に送付させていただきます。

なお、本取扱いにつきまして、不明な点がございましたら別添質問様式にご記入の上、下記宛先まで5月16日(金)までにメールにてご提出いただくようお願い致します。いただいたご質問につきましては、海事局内航課と調整の上ご回答させていただきます。

また、本取扱いにつきましては、各元請、下請、被傭船者間における契約書に本件にかかる内容を記載いただくことを予定しております。記載内容につきましては、現在海事局内航課と調整しておりますので、調整が完了次第提示させていただきます。

以上、よろしくお願い致します。

国土交通省港湾局技術企画課
品質確保企画官 磯谷
TEL 03-5253-8905（直通）
Mail isotani-t83ab@mlit.go.jp

事務連絡
令和7年3月28日

各地方運輸局海事振興部長 殿
北陸信越運輸局海事部長 殿
神戸運輸監理部海事振興部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

海事局内航課長

建設工事等従事者の運送に係る海上運送法の扱いについて

海上運送法の適用については、従来から「海上運送法の適用について（平成16年2月18日付国海旅第40号）」を踏まえつつ運用されてきたところ、今般標記について下記のとおり整理をしたので、今後の業務の参考にされたい。

記

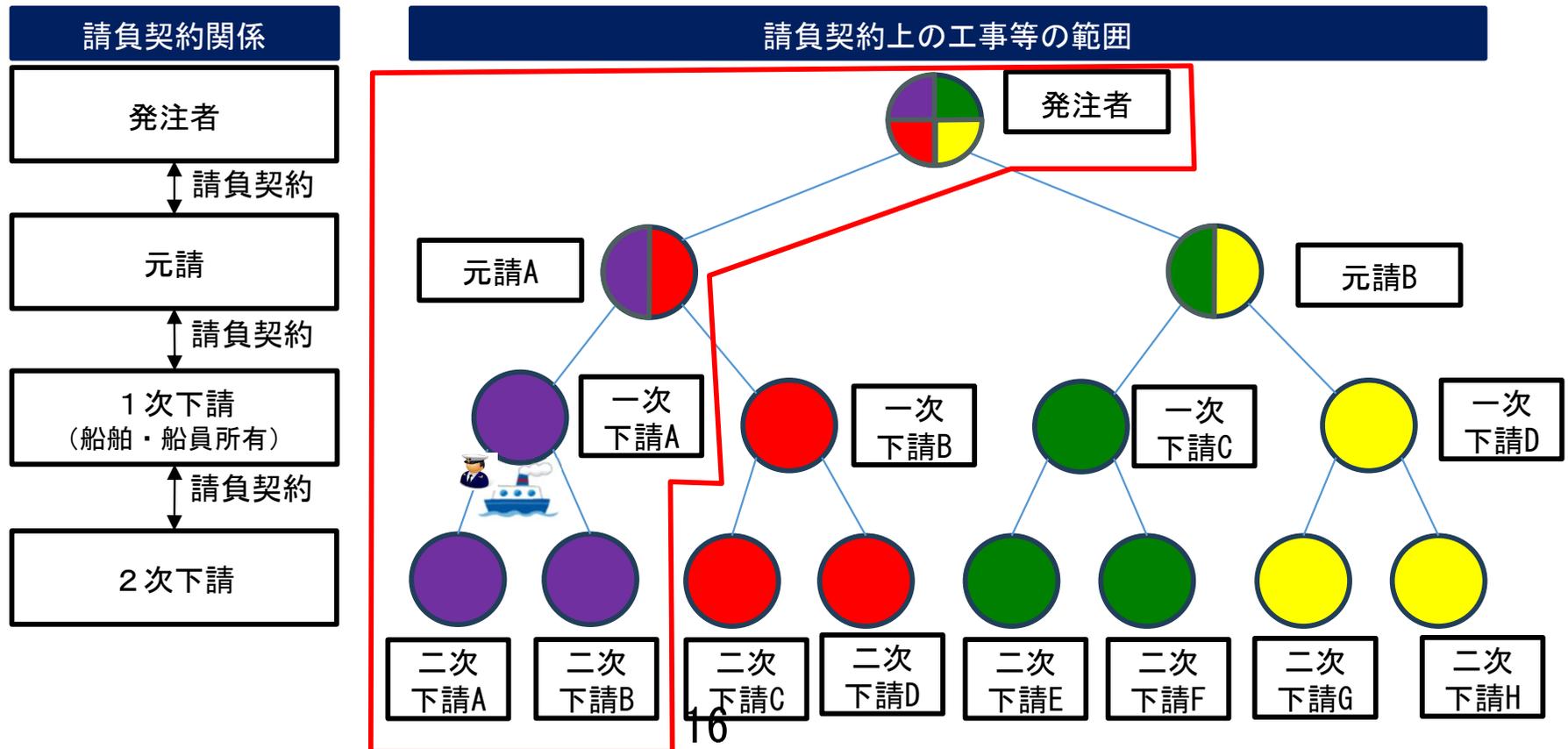
建設工事、調査、施設の保守・点検等（以下「建設工事等」という。）を行う際に、当該建設工事等に従事する者（以下「建設工事等従事者」）は、船舶に乗船し、建設工事等が行われる現場に向かわなければならない事例があるところ。

このような事例において、発注者と受注者との間又は元請負人と下請負人との間で約される建設工事等の請負契約を履行するために必要な運送が生じることが想定される場所、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示することができる者を発注者又は元請負人とする請負契約を履行するために必要な範囲内で乗船しなければならない者の範囲が、当該請負契約において明示されている場合、当該運送は「自己の用に供する運送」として、海上運送法（昭和24年法律第187号）の適用を要しない。

また、この場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）や労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の適用を受けることはもとより、船舶安全法（昭和8年法律第11号）等の海事関係法令の適用を受けることとなる。

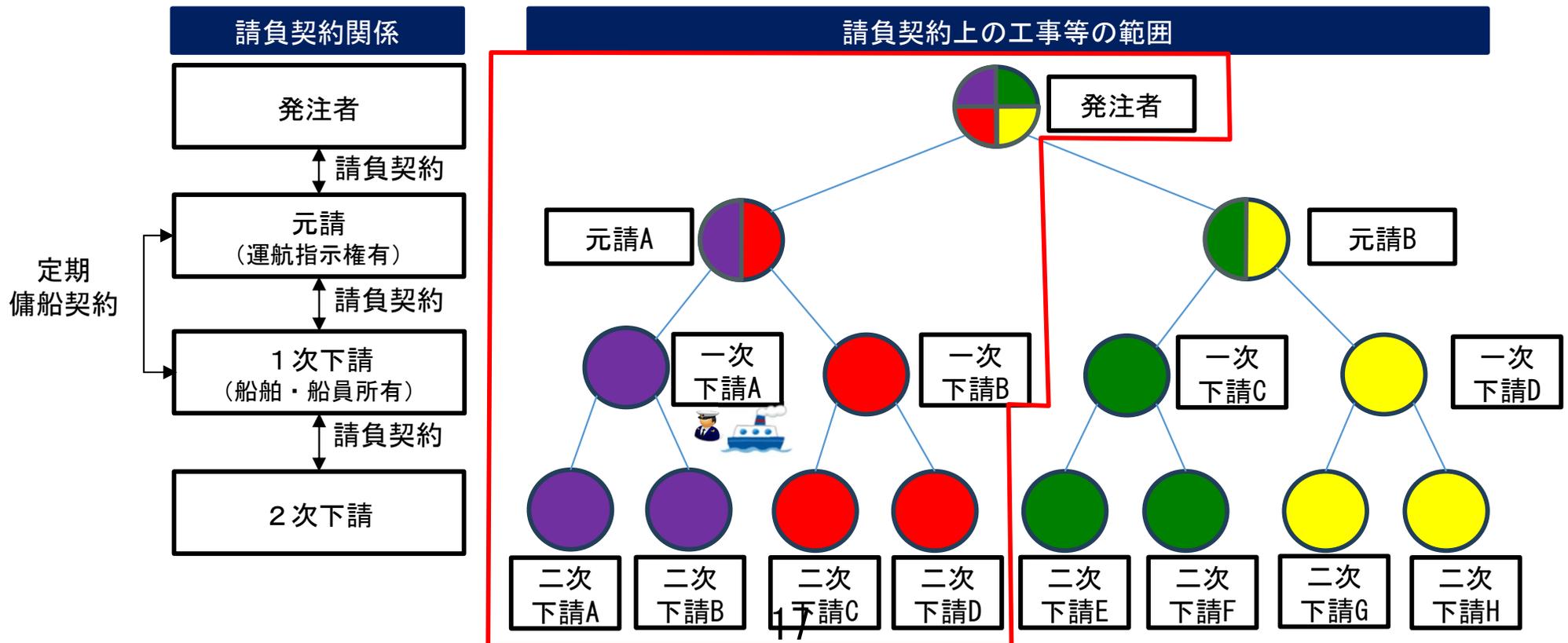
(参考) 「自己の用に供する運送」として、海上運送法の適用を受けないケース①

- 紫色の建設工事等に係る1次下請が船舶及び船員を有し、発注者・元請・1次下請、2次下請間で紫色の建設工事等を完成させるための請負契約がそれぞれ約されている場合、紫色の建設工事等を完成するため**一次下請Aの船舶を用いて**必要な範囲内で乗船しなければならない発注者・元請・1次下請・2次下請(乗船者)の範囲が明示されている場合、当該乗船者の運送は「自己の用に供する運送」として、海上運送法の適用を要しない。
- なお、紫色以外の建設工事等に係る乗船者の運送は「自己の用に供する運送」ではなく、海上運送法の適用を要する。



(参考) 「自己の用に供する運送」として、海上運送法の適用を受けないケース②

- 元請と1次下請(船舶所有者)の間で定期傭船契約を締結し、元請が1次下請(船舶所有者)が有する船舶の運航指示権を有した状態で、発注者・元請・1次下請・2次下請間で紫色及び赤色の建設工事等を完成させるための請負契約がそれぞれ約されている場合、紫色及び赤字の建設工事等を完成するため**一次下請A又は一次下請Bの船舶を用いて**必要な範囲内で乗船しなければならない発注者・元請・1次下請・2次下請(乗船者)の範囲が明示されている場合、当該乗船者の運送は「自己の用に供する運送」として、海上運送法の適用を要しない。
- なお、紫色及び赤色以外の建設工事等に係る乗船者の運送は「自己の用に供する運送」ではなく、海上運送法の適用を要する。



(参考) 「自己の用に供する運送」として、海上運送法の適用を受けないケース③

- 元請と船舶を所有する第三者の間で定期傭船契約を締結し、元請が船舶を所有する**第三者が有する船舶の運航指示権を有した状態で**、発注者・元請・1次下請・2次下請間で紫色及び赤色の建設工事等を完成させるための請負契約がそれぞれ約されている場合、紫色及び赤字の建設工事等を完成するために必要な範囲内で乗船しなければならない発注者・元請・1次下請・2次下請(乗船者)の範囲が明示されている場合、当該乗船者の運送は「自己の用に供する運送」として、海上運送法の適用を要しない。
- なお、紫色及び赤色以外の建設工事等に係る乗船者の運送は「自己の用に供する運送」ではなく、海上運送法の適用を要する。

